

AIU住まいの火災保険(家財専用) リビングサポート保険 賃貸住宅用



このご案内は入居者の皆さまが被保険者(保険の補償を受けられる方)である保険の補償内容について説明したものです。

家財の補償(基本補償)

<p>1 火災</p>	<p>落雷</p>	<p>破裂・爆発</p>
<p>2 風災・雹災・雪災</p> <p>※次込み損害は、住宅の外側の部分の破損によって生じた場合に限り、雪災の損害は、複数の損害が別々の事故によって発生し、かつ明確でない場合は、1回の事故とします。</p>	<p>3 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等</p>	<p>4 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ</p>
<p>5 騒擾・労働争議に伴う暴力行為・破壊行為</p>	<p>6 盗難</p> <p>※家財が屋外にある間に生じた盗難は対象になりません。</p>	<p>7 通貨等の盗難</p> <p>下記の通貨・預貯金証券等については盗難の場合のみお支払い対象となります。 ●通貨・小切手・切手・印紙(20万円限度) ●預貯金証券(200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額が限度) ●乗車券等(5万円限度)</p>
<p>8 水災</p> <p>※家財に再調達価額(注)の30%以上の損害が生じた場合、家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合(注)再調達価額は、同等のものを新たに購入するのに必要な金額のことです。</p>	<p>9 ①～⑧以外の不測かつ突発的な事故(破損・汚損等)</p> <p>(自己負担額3万円)</p>	<p>安心の新価実損払</p> <p>リビングサポート保険は、「新価実損払(再調達価額を基準にしてご契約金額を限度にお支払いする)方式」の保険です。万一、家財に損害が発生した場合、ご契約金額を上限として、同等のものを新たに購入するのに必要な金額を補償します。美術品等の補償については一定の制限がございます。詳しくは裏面にてご確認ください。</p>

賠償責任補償(基本補償)

<p>大家さんに対する賠償責任 (借家人賠償保険)</p> <p>偶発的な事故で、借りているお部屋や建物に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。</p>	<p>他人に対する賠償責任 (個人賠償責任)</p> <p>日本国内において、日常生活で他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして法律上の損害賠償責任を負担した場合に、保険金をお支払いします。 ※「個人賠償責任補償」が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約の前に、補償内容を十分ご確認ください。</p>
---	--

※1回の事故につき、3万円の自己負担額があります。

引受保険会社
AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
http://www.aiu.co.jp

お問合せ先: TEL 03-3216-6611

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

2016年5月版

総括契約用

家財ご契約金額	賠償責任補償支払限度額 (借家人賠償・個人賠償共通 1事故あたり)	借戸室修理費用支払限度額 (1事故あたり)
42.5万円	2000万円	100万円

保険料: 保険契約者負担

費用補償(基本補償)

借戸室修理費用

偶発的な事故で借戸室が破損し、被保険者が賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合にお支払いします。たとえば、給排水管の凍結や目詰まりで損害が生じた場合に、復旧に必要な修理費用を保険金としてお支払いします。ただし、借家人賠償保険によって保険金をお支払いする場合は除きます。

事故時諸費用

(損害保険金の10%、1事故1世帯ごとに100万円限度)
左記①～⑤の事故によって損害保険金が支払われる場合に、臨時に生じる費用をお支払いします。

残存物取片づけ費用

(損害保険金の10%限度)
左記①～⑥、⑧、⑨の事故によって損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用(取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)をお支払いします。

地震火災費用

(ご契約金額の5%、1事故1世帯ごとに300万円限度)
地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半壊以上、または家財が全焼した場合にお支払いします。
 ●保険の対象となる家財を収容する住宅が半壊以上となった場合
住宅の主要構造部の火災による損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または住宅の焼失した部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
 ●保険の対象である家財が全焼となった場合
家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

損害防止費用

(実費)
左記①～⑨の事故の時、損害の発生または拡大防止のために支出した、必要または有益な消火活動の費用をお支払いします。

保険の対象とするものの範囲

- ◆リビングサポート保険の対象は、被保険者が入居する住宅に収容される家財(※)で被保険者が所有するものとします。
- ※共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財を含みます。
- ◆次に掲げるものうち、被保険者の所有するものは、保険の対象に含まれます。
車、雑貨その他これらに類するもの、電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房などの付属設備/浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などの付属設備
- ◆次に掲げるものは保険の対象に含まれません。
自動車(原動機付自転車を除きます)/通貨、小切手、有価証券、預貯金証券など(通貨等の盗難を除きます)/クレジットカード/稿本、設計書、帳簿など/動物、植物などの生物/データやプログラムなどの無体物 など
- ◆美術品等の補償については一定の制限がございます。詳しくは裏面にてご確認ください。

◆これまで、こんな事故が保険会社に報告されています。

- 自室の給湯器からガスが漏れて爆発。天井や壁に大きな穴があった。(大家さんへの賠償額 **536万円**)
- お風呂の空焚きで火災が発生し、浴室と台所が損傷した。(大家さんへの賠償額 **55万円**)
- 洗濯機のホースがはずれ、下の階に水があふれ、家財がびしょ濡れに。(階下の入居者への賠償額 **115万円**)
- 子供がベランダから植木鉢を落とし、駐車中の他人の車を破損させた。(賠償額 **34万円**)
- 飼い犬が行人人にかみつき負傷させた。(賠償額 **21万円**)
- たばこの火の不始末で家財の一部が焼け、残りの家財も消火放水でびしょ濡れに。(家財の損害額 **283万円**)
- 隣の社員寮より出火、類焼により家財が焼失した。(家財の損害額 **380万円**)
- 空き巣に入られ、現金・カメラなどを盗まれた。またその際窓ガラス等が破損した。(現金・家財の損害額 **48万円** 窓ガラス等の修理代 **10万円**)

※万一事故が発生した際は遅滞なく下記の取扱代理店またはAIU事故受付センターにご連絡ください。正当な理由なくご連絡がない場合には保険金を削減させていただきます。※このインプレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約の締結の代理権を有しております。

事故のご報告は

取扱代理店・お問合せ先

AIU保険会社24時間事故受付
AIU事故受付センター 0120-01-9016 (通話料)

※ご連絡時のお願い
右記に記載の代理店にてご契約した旨、住所、建物名、号室、ご入居者名(法人契約の場合は法人名)をお伝えください。

(8-003820 2018-02)

株式会社 長栄
マンスリーマンション受付センター
TEL: 0120-86-3912
(受付時間: 9:00～18:00)